

[原著論文]

生活保護ソーシャルワーク実践に求められる専門性 に関する基礎的考察

高城 大

A Basic Consideration of the Expertise Required for Public Assistance Social Work

Dai Takashiro

本研究は、生活保護ソーシャルワーク実践に求められる専門性について考察をすることが目的である。生活保護領域においてソーシャルワーク実践を展開する際、経済的な問題に加えて、年齢や学歴、職歴そして疾病や障害などさまざまな背景を持つ人と関わるため、高度な専門知識や技術といった専門性が求められている。その一方で、その業務には必ずしも福祉専門職が従事するとは限らず、従来から専門性の低さが問題となっていた。そうしたなかで、援助関係の意味づけを問いつつ、生活保護ソーシャルワーク実践において求められる専門性を問うていく必要がある。生活保護ソーシャルワークにおける援助関係の特徴を整理しつつ、求められる専門性を検討した。本研究では、関係機関をはじめとする社会資源及び多職種との連携協働を保ちながら、利用者に伴走する援助が生活保護ソーシャルワークに求められている専門性ではないかと考え、その課題の考察を試みた。

Keywords : 生活保護ソーシャルワーク 援助関係 伴走型支援

Public Assistance Social Work, Social Work Relationships, Accompanied Support

1. はじめに

本研究の目的は、生活保護領域におけるソーシャルワーク実践に求められる専門性を検討し、課題を考察することである。福祉事務所、特に生活保護領域における利用者とその業務に従事しているケースワーカー、現業員との関係をめぐっては、ソーシャルワークの専門性に付随して、現実的に解決を迫られる問題に直面している。

例えば、配慮を欠いた不適切な表現で生活保護制度の利用者を侮辱した、ケースワーカーらによるいわゆる「福祉川柳事件(1993年)」を皮切りに、2017年1月には「小田原ジャンパー事件」などの人権侵害事案が明らかになっている。昨今では、2019年の6月に京都府向日市、同年12月には滋賀県米原市において、それぞれ福祉事務所の現業員たるケースワーカーが逮捕されるというショッキングな事件が起こった。京都府向日市の事例は、ケースワーカーが、担当していた男性の傷害致死事件に加担した事件であり、滋賀県米原市の場合は、ケースワーカーが担当していた男性を殺害しようとした事件であった。それ以外にも、家庭訪問の際に、利用者宅という密室で法律的に指導的な立場を悪用したわいせつ行為、水際作戦と呼ばれる生活保護申請の抑制、辞退届の記入を無理強いする行為など、依然として福祉事務所職員、特に現業員たるケースワーカーによる不適切もしくは違法な対応は後を絶た

ない。

生活保護におけるケースワーク業務をめぐっては、令和元年12月23日『令和元年の地方からの提案等に関する対応方針』なかで「生活保護におけるケースワーク業務の外部委託化」が閣議決定されている。その趣旨としては、公権力の行使に当たる業務について、民間事業者への外部委託を行うことは認められないとする一方、明らかに公権力の行使に当たらない業務については、外部委託が可能だとし、検討を進めていくとしている。これに対し、全国のケースワーカーを始めとする多くの福祉関係者で結成された生活保護に関する代表的な研究会である「全国公的扶助研究会」は、生活保護の各種給付の決定と利用者の自立支援に関連する相談援助は一体的に実施すべきであるとの見解を示している^{注1}。そのうえで、ケースワーク業務を外部に委託してしまえば利用者の権利を尊重し、適切な支援はできないとケースワークの外部委託化には反対している。筆者もこうした生活保護領域におけるケースワーク、相談援助活動を全面的に外部へ委託することには援助の質の水準がかえって後退するのではないかとの強い懸念から反対の立ち位置である。その一方で、例えば、生活保護の相談窓口や現場には、経済的な問題に加えて、年齢や学歴、職歴といった様々な背景を抱え、そして疾病や障害があり、さらには孤立や社会的排除など生活基盤が不安定で、困窮している方々が来所する。生活保護の現場で実際に業務に従事しているケースワーカーには、高度な専門知識や技術をはじめとする専門性が求められる実践であるにも関わらず、後述するようにその専門性は決して高いとは言えず、そもそも生活保護領域における相談援助の専門性とは何か、そしてどのような専門性が求められているのかといった生活保護領域におけるソーシャルワーク実践にかかる専門性が十分に問われていないのも事実である。

筆者は、福祉事務所で生活保護ソーシャルワーカーとして約15年間多くの被保護世帯や生活保護の利用者と関わってきた。その関わりのなかで、利用者とのどのような関係性を構築することが望ましいのか、そしてどのような実践を志向すればよいのかといった生活保護ソーシャルワークの専門性はどこに見いだせるのか、専門性を具現化する必要性を模索し続けてきた。「生活保護ワーカーは利用者との間にいかに良好な「支援関係」を取り交わし、その機能を有効かつ十分に機能させることが生活保護ワーカーにとっての重要な実践課題」だと長友(2017:68)が指摘するように、援助の根底にあるのは、関係形成であり、特に援助の方向性を決定する重要な構成要素になるのではないかと考えた。言い換えれば、生活保護ソーシャルワーカーとして、どのように援助関係を意味づけるのかを問いつつ、その実践に求められる専門性について議論していく必要性に迫られているのではないだろうか。

生活保護ソーシャルワーク実践を展開していくなかで、利用者との関係性をどのような視点で捉え、支え方を見い出すべきなのかを問うこと、そして言語化することは、その実践上、求められる専門性を見い出すヒントがあるのではないだろうか。

そこでまず、生活保護ソーシャルワークにおける援助関係の特徴について整理を行う。具体的には、援助関係の悪循環を防ぎ、うまく相互作用を機能させながらソーシャルワーク実践を志向することが望ましいとの認識のもと、生活保護領域におけるソーシャルワーク実践場面の文脈における「関係性」に着目し、その特質の具現化を試みる。次に、生活保護ソーシャルワークの専門性はどのようにとらえられているのか先行研究を検討する。そして、生活保護ソーシャルワークに求められる専門性を連携・協働に見出し、考察を加え、課題を提示したい。先行研究をはじめ、各種文献を扱う際には、「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規定」を遵守し、倫理的に配慮しながら行う。

なお、実際の現場ではケースワーク、ケースワーカー、現業員という表現のほうが馴染んでいるかも

しれない。ケースワーカーとは通常、社会福祉法第15条で規定されている「福祉事務所に配置され、現業活動を行う者(現業員)」を指している。また、生活保護領域におけるクライアントは、一般に「被保護者」「受給者」などの呼ばれ方がなされている。小村(2005:63)も指摘しているが、こうした呼び方は統一されておらず、クライアントのことを「ケース」と呼ぶ場合が多い。なぜなら、沢田(1998:14)の言う「同じような援助ではなく、一人ひとりまたは家族ごとに個別的に的確に状況を把握し援助する」というケースワークの意味や「実際に生活保護に付随して議論される場合にケースワークという用語が用いられてきた経緯」(清水 2019:166)で、その語感が尊重されているからだと思われる。しかし、本研究では、あえて「生活保護ソーシャルワーク」「生活保護ソーシャルワーカー」と用語を用いていくこととしたい。そして、クライアントは、「利用者」と表記する。その理由は、ケースワークのみでなく、ソーシャルワークとしての実践を志向することが重要であるという基本的認識に立っており、実践上でも、クライアントは生活保護を自ら申請し利用する主体としての存在を尊重し、その立場を鮮明にするためである。

2. 生活保護ソーシャルワークにおける援助関係の性質

バイステックは、「ケースワーカーとクライアントとのあいだで生まれる態度と感情による力動的な相互作用」のことを援助関係だと定義していることは有名であり、「援助関係は、クライアントが彼と環境とのあいだにより良い適応を実現してゆく過程を援助する目的をもっている」(Biestek1996:17)。

拙稿(2019:95)のなかで、生活保護ソーシャルワークにおける援助関係の意味について、新保(2006:28)による「制度の利用者である被保護者の意志を尊重し、被保護者個々の状況に即して行う援助」という記述を引用しつつ、「援助関係を構築するということは、真の意味でワーカーとクライアントの双方に関係という橋を架けるとなるということであり、ともに援助過程を歩み、実際の協働作業を具現化するという意味を持っている」と言及した。それは、「援助専門職の担う援助において、援助を援助たらしめているもの、援助を成立させているものは、クライアントと専門援助者の間に成立している援助関係」(窪田 2013:17)であり、目の前にクライアントたる利用者の存在なくしては成り立たない関係であるということを示す。

ソーシャルワークのなかでは、1990年以降の社会福祉基礎構造改革をきっかけに、利用者とソーシャルワーカーとの対等な関係が目指されている。それは、これまでの福祉サービス利用者に対して、措置制度に代表されるような権威性を帯びた関係となりがちで、対等でなかったことによるものであろう。福祉事務所、特に生活保護領域における利用者とソーシャルワーカーとの関係性も同様であり、利用者とソーシャルワーカーが対等な立場に立って、その関係を形成していくことが望ましいのは言うまでもない。しかし、現実的には、生活保護ソーシャルワーカー側が、その業務の性質上、多くの裁量権を有していることは明白であり、力関係が排除できない実践上の特徴がある。例えば、生活保護法第27条1項には法的に強制力を持たせるいわゆる指導指示が可能である旨が規定されている。そのため、関係性は不均衡になりがちで、対等性を確保することが難しい。その結果、先述の不適切な対応、違法性が疑われる取り扱いが物語っているように、バイステックが指摘するような相互作用がうまく機能しない場合も多い。一方、法27条2項には相談援助に関する規定があり、森川(2007:261)が指摘するような「援助関係における主体性—被保護者(利用者)の自立にむけた活動やそのための援助内容について援助者側が主たる決定を行うといった、一方向的・パートナーリスティックな援助関係を構成するか、被保護者(利用者)の主体性の保障をより重視するか」といった生活保護の実施及び決定の過程に

において、ワーカー側がどのような立ち位置でその関係性を構築し、実践を展開していくのかという本質的な問題を孕んでいる。

生活保護ソーシャルワークでは、利用者の相談に親身になって聴き、真摯に耳を傾けるといった、いわゆるソーシャルワーク実践の側面がある一方、自立支援の観点から家計や支出など金銭面を中心とした生活状況の報告を求め、療養や就労に伴う指導・指示をする側面とが混在している。こうした、葛藤が生じやすい複雑な状況に置かれたソーシャルワーカーの立ち位置は不安定となりがちで「生活保護制度は、ある意味で制度の画一性と被保護者に対する個別性との間で社会福祉主事の苦悩が生じることになる」という六波羅(2000:49)の説明がもっともその実情を表している。

利用者の側から見ても、それは、一種の権力関係と言い換えることもできる。「サービスを拒否した場合、次にどのような事態が起こるのかを予期して、選択を迫られることが権力関係なのであって、選択の余地なく強制されることだけが権力関係なのではない」(北野 1999:63)という指摘にもあるように、生活保護ソーシャルワーカーが気づかぬところで権力が現前している可能性もある。

例えば、実際の援助場面において、利用者自身が選択をする権利、それに伴う自己決定権を尊重することが重要視されている。しかしながら、選択をした結果について、自らその選択の責任を問うことまで求めてはいないだろうか。尾崎(2002:127)によると、「あなたが自分で決めてよいのです」「あなたが自分で決めるしかないのです」といったことばは援助者がクライアントから逃亡したり、援助から撤退するときに用いることばであると指摘する。さらに「援助者はこれらのことばを自己決定を操作したり、強要したりする際に使うこともある」のだという。

生活保護の実施、決定場面の文脈に照らし合わせてみても、ワーカーはともかく、利用者は経済的な給付が伴う局面では、特に力関係を意識してしまい、本音を語る事が難しく、時としてワーカー側の意向に沿う、いわゆる「模範的な」回答をしてしまう場面が安易に想像できる。その結果、実質的に答えが確定してしまうようなコミュニケーションに終始してしまうのではないだろうか。鷺田(1999:267)は、教育現場における学校言語を例にとり「学校では、じぶんの知っていることを他人に訊くということが、まるであたりまえのこのように教師から生徒にむけてなされる。」「験された生徒のほうは「訊かれた」ことに応えるのではなく、当たるか当たらないかというかたちで答えを意識する。」という人間関係に歪みが発生させているという。このことを、答えが確定してしまっているような事柄をあえて問いかけるコミュニケーションとして説明しており、類似した事例が生活保護の相談場面にも再現されることが想定される。また、こうした例とは逆に、利用者と生活保護ソーシャルワーカーとの間の認識に大きな乖離が生じることも珍しくない。清水(2003:206)によれば、生活保護の実施、決定に関する実際では、「ソーシャルワークの理念に反する事態が面接場面で往々にして起こりやすい」と言い、アンケート調査をもとにした被保護者とケースワーカー双方の意見を取り上げてステイグマが付与される過程を探っている。その意見の一例を紹介すると、被保護者側としては、ケースワーカーの応対に対して「弱い者いじめはやめてほしい」と漏らしており、ケースワーカー側としては、被保護者に対して、「よかれと思って助言」をしているという意見があるなど、双方の認識には大きな齟齬が生じていることが確認できる。もちろん、紹介したこれらの例は、対応関係にあるわけではないし、文脈も異なるため、安易に比較することは困難である。

しかし、実際の相談援助の面接場面においては、上記のような利用者側とワーカー側双方の認識に乖離が生じ、清水(2003:207)も「ソーシャルワークの関係とはほど遠い、厳しい現実を予感させる」との懸念を示している。このように、他領域のソーシャルワーク実践と比較して、援助関係の性質はやや様

相が異なっており、こうした問題は今なお根強く残存している。

3. 生活保護ソーシャルワーク実践に求められる専門性とは何か

社会福祉法第16条には、所員の定数として、福祉事務所員の人員配置や資格などが定められている。生活保護担当の現業員は、社会福祉主事を配置する旨が規定されている。また、あくまで標準数ではあるものの、市町村における現業員の定数は、被保護世帯数80世帯につき1人のケースワーカーを配置することを遵守するような規定もある。そうした規定があるにも関わらず、常勤のケースワーカーの充足率は82%にとどまっている。また、社会福祉士を保持している者に至っては13.5%にとどまっており、さらに経験年数3年未満の職員が61.6%を占めている^{註2} 現実があるなど、ケースワーカーが置かれている職場環境は厳しい実情である。先述のケースワーク業務の外部委託の議論との関連では、例えば、日本社会福祉士会を始めとする職能団体に委託することによって、専門性の担保は期待できるかもしれない。しかし、まずは社会福祉法に規定されている法定数を確保することが優先すべき事項だと考える。今後、福祉専門職採用や研修体制の構築により長期的にケースワーカーを育成していくような計画、そしてスーパービジョン体制を組織的に整えることも積極的に議論していく必要がある。

上記の体制の脆弱さ、そして生活保護制度からケースワーク業務を分離させようとする、つまり専門性を手放そうとする動きからも、福祉事務所におけるケースワーカーの専門性は乏しいと言わざるを得ず、木下(2018:68)も指摘するように、「日本の福祉事務所のケースワーカーは専門性についてはほとんど問われていない状況にある」ように、生活保護に従事するソーシャルワーカーの専門性を明示することができていない現状にある。

今般の生活保護をめぐる事件や不適切もしくは違法性を疑われる対応などとも関連するが、「専門性の欠如は、全体としての処遇水準を低下させるだけでなく、ときに利用者の人権を抹殺するときもある」(清水1992:77)という現実に直面していると言える。また、こうした現実は、一部の福祉事務所に属するワーカーだけが直面している問題なのではなく、現実的には表面化していないだけであって、全国の福祉事務所でも同様もしくは類似した問題を潜在的に抱えていると思われる。そこで、既存研究から生活保護領域におけるソーシャルワーカーの専門性について言及している論文を目を向けてみたい。内田(2007:27)は、ケースワーカーにアンケート調査を実施する際の調査項目として「倫理観」、「知識」、「援助技術」というカテゴリーをもとに、「倫理観」には(1)被保護者の権利の尊重(2)守秘義務、プライバシーの尊重(3)利益の最優先知識、「知識」には(1)生活保護法・実施要領(2)他法他施策(3)援助過程(方法)、「援助技術」には、(1)面接技術、(2)課題の明確化、(3)課題解決のための援助というサブカテゴリーを示している。

岡部他(2009:13-15)は、相談援助活動を展開していく際に留意すべき点として、ア受容・傾聴、イ説明と同意、ウ利用者の権利等の擁護、エ社会資源の理解・活用・連携、オ所内での共有・連携、カ計画的・意図的な実践、キ記録の整備の7つを挙げている。内田(2013:37)は、上記、岡部らが整理した項目をもとに、Ⅰ利用者との援助関係、Ⅱ説明と同意、Ⅲ権利尊重、Ⅳ利用者理解、Ⅴ社会資源の理解と活用、Ⅵ職場内連携、Ⅶ援助方針、Ⅷ記録の整備に整理している。

上記の項目を踏まえて、生活保護ワーカーの専門性について、高木(2021)は、「面接」「人権保障」「連携」「計画的実践」「法適用」に集約し、現役ワーカーへインタビュー調査を実施している。インタビュー調査のなかで、例えば、相談援助活動よりも、公務員としての事務処理能力といった「能率性」がこ

これらの5つのコアカテゴリーの専門性を促進する一方、現役ワーカーのディレンマや不安を生じさせているとの結論が示されている。高木も指摘しているが、「公務員の専門性」と「社会福祉専門職の専門性」の間には矛盾や葛藤が生じやすく、対立する概念と捉えられている。各研究者により、項目ごとに分析された専門性の内容については、共通・類似した項目が多く、それぞれが重複しているとも言える。

そのなかでも、本研究の基本的な問題認識である援助関係に焦点を当ててみると、生活保護のソーシャルワーク実践は、関係機関などの社会資源や多職種との「連携」や「協働」と関連づけながら、利用者と「伴走」する方法を模索していくことで、ソーシャルワーカーに求められる専門性について、明確にする糸口が見いだせるのではないだろうか。岡部(2014:65)は生活保護と関連領域との連携について「生活保護受給者・世帯生活問題の多様性・広汎性・重層性から判断し、課題解決・軽減を図る」ために連携は不可欠であると指摘する。

吉池ら(2009:109)によれば、「利用者の支援や援助を展開していく過程で、一つの職種・機関・組織・立場などで担えない限界を認識することを起点として、『連携』は推進されてきた」とし、このことは、ワーカー側を取り巻く関係性を自明なものせず、利用者をはじめ、関係機関などの社会資源との関係性を捉えなおすきっかけとなり、その関係性の硬直化を招かない意味でも関係機関をはじめ社会資源や多職種との連携と協働が重要であると考えられる。

奥田(2010)によれば、戦後日本の社会保障における困窮概念の中心は「経済的困窮」と「身体的困窮」であったという。続けて、現在はもう一つの困窮が注目されていると言い、「関係的困窮」概念を提示し、その解消のためには既存の社会的資源と結ぶ伴走型のコーディネートが必要だと訴える。奥田が「伴走型支援(パーソナルサポーター)」と呼ぶ実践方法に関する提言は、生活保護ソーシャルワークの専門性を考えていくうえで重要な示唆を与えている。例えば、生活保護ソーシャルワーカーだけが伴走しても、援助そしてその関係は成立しない。「伴走する」という行為を考えていくにあたってクライアントをどのように認識するかも考え直す必要がある。

従来、ソーシャルワークでは「援助する者」と「される者」といった不均衡な関係が際立っていた印象が強く、しかもそうした関係性はあたかも当然のものとして受け入れられてしまっていないだろうか。そのため、答えが確定してしまっているような事柄をあえて問いかけるコミュニケーションとして第二節で紹介したような利用者に模範的な態度やコミュニケーションを無自覚に要請してしまう。逆に利用者との認識の乖離に伴い、適切な関係が構築できず、これでは、伴走できないだろう。伴走する際には、そうした各生活保護ソーシャルワーカーの中にある印象や認識に縛られず、クライアントの側にだけ原因があって、その結果、社会関係が希薄化しているのだと捉えるのではなく、何らかの事情が原因で、継続的に結び結ばれていたクライアントを取り巻く環境や社会資源との関係が途切れてしまったと認識すべきであろう。堀江らは(2015)ホームレスの方々の支援活動を通じたアクションリサーチを用いて、対人関係に問題を抱えるホームレスの方々には、当事者と支援者の継続的な関係性が重要であるという。関係性の継続には、非対称が非対等に陥らないことが重要であり、具体的には「非対称な関係を回避するためには、その前段としての非対称な関係に変化をもたせるという方法が考えられる。一方的にならないために例えば役割を交替すること、つまり非対称な関係にある者の位置を相互に入れ替えることがその一つである(堀江ら 2015:4)」と指摘する。伴走する際、そして連携・協働を考えていく際、社会関係を自らの意思で「もたない」のではなく、何らかの事情で関係が「もてない」もしくは「もてなくなってしまう」と理解し、時にその役割を交替したり、関係性に変化を加

えながら再構築することが重要なのではないだろうか。

4. 課題

今後、生活保護の実施及び決定過程のどのような場面でソーシャルワークの専門性が問われやすいのかに焦点を絞ってさらに整理、議論していくことが求められる。本研究では、関係機関などの社会資源や多職種との連携・協働を保ちながら利用者との伴走を考えるべきではないかと提案したが、利用者との伴走を考える際、援助関係を常に尊重しながら、対応できるのが鍵となる。しかし、本研究のなかで指摘してきたように、生活保護ソーシャルワーカーから見れば相談援助という意味での「助言」のつもりでも、利用者から見れば、権力行使の度合いに程度はあるにせよ、法律上の指導指示と解釈してしまうこともすることもありうる。その際、生活保護ソーシャルワーカーがその場面でより具体的に、相談援助としての助言を具現化することが出来るかどうかにかかっている。根本は「現業員の姿勢が利用者の生活や権利を尊重し重視するかどうかによって、業務の意味や内容が異なり、現業員と利用者との関係がより強い権力関係となって現れるか、ソーシャルワーク実践を可能とする専門的な援助関係に向かっていくかに分かれてくる」（根本 2003:190）というように、生活保護ソーシャルワーカーがどのように関係性を意味づけていくのかは非常に重要である。その意味づけ過程には、関係機関などの社会資源や多職種との連携・協働を活用し、援助の場面において、援助する者とされる者という2つの立場に限られた関係性を構築しないよう努めることが不可欠である。杉村(1999:203)によれば「専門家と対象者の関係においても、専門家が専門的権威で対象者に一方的に教示する関係ではなく、対象者が抱える個別の問題とその背後に潜む社会的な問題の解決に、共同で参加する関係に変化してきている」という専門家像が求められているという。それは、佐藤(2004:15)の言う「単に専門家が利用者に何かをしてあげる存在ではなく、常に両者の関係から出発していこうとする姿勢」を鮮明に打ち出し、またソーシャルワーカーとしての姿勢や価値観を実践過程で色濃く具現化していくことが求められる。

専門性の議論に関しては、研究者主導で進められる傾向にある。しかし、本来であれば、利用者と直接関わり、貧困の現場に対峙しているソーシャルワーカー、多職種の専門職とともに取り組むべき問題である。もちろん可能であれば、当事者の声にも丁寧に耳を傾けるべきである。よって、本研究のような文献だけではなく、実際の業務に従事している生活保護ソーシャルワーカーとともに、求められる専門性に関して、どのように捉えているのか、どうあるべきかといったことをインタビュー等の質的調査によって把握し、問題提起していくことが望ましいだろう。

今回は、福祉事務所における生活保護領域でのソーシャルワーク実践に関する専門性に焦点を当てたが、今後、生活困窮者支援やホームレス支援など、貧困の現場に関わっているソーシャルワーク実践についても、さまざまな角度から幅広く検討し、求められる専門性について考察を深める必要がある。その際にも、やはり利用者との関係性に常に目配せし、検討していくことが重要なのではないかと考える。

「援助者は、絶えず利用者との援助関係において、またその援助プロセスを通じて、絶えず『対等な関係』に立とうとし続けることが求められている。そして対等になることの困難さを絶えず意識する必要がある」（本多 2015:195-196）というように、社会福祉領域、特にソーシャルワーク実践の文脈では、自明なものとしてされてきた。しかし、それは等閑視することを意味するものではない。よって、対等であり続けようとする姿勢、対等性を志向することが大切なのである。そのためには、援助の場におい

て、連携・協働していくことをきっかけに、閉ざされた関係に陥ることを防ぎ、複数の専門職が有する多彩な価値観に触れ、ワーカー自身が対等性を感じられる人間関係に身を置くことで、援助関係の諸相を多面的に理解することが考えられる。生活保護ソーシャルワーク実践そのものを公開し、他領域から評価を求めるとともに、定期的に関係性を点検する機会を設定しておくも具体的な方策の一つとして考えられる。そうした機会を積極的に得るうえで生活保護ソーシャルワーカーは常に連携し続けること、インフォーマルなネットワーク活動も含めたさまざまな人間関係のなかで実践し続けることが真に求められる。

注

1 全国公的扶助研究会の「2021年総会議案書」(2021年5月29日 zoomによるオンライン開催)で「生活保護ケースワーク外部委託化問題」について「生活保護における経済給付とケースワークの一体的実施(シームレス)」という表現で生活保護ケースワーク外部委託化について反対の見解を示している(議案書は会員限定でホームページに公開されている)。

2 厚生労働省『平成28年福祉事務所人員体制調査厚生労働省』<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/125-1-01.pdf>(2021.12.17)によれば、生活保護担当現業員(常勤)の経験年数は、1年未満が23.6%、1年以上3年未満が38.0%であり、社会福祉士を有する者は、生活保護担当の現業員(常勤)が13.5%と公表されている。なお、本研究において「経験年数3年未満の職員」とは、「1年未満が23.6%」と「1年以上3年未満38.0%」という数値を足し合わせたものとして表記している。

文献

Felix P. Biestek 尾崎新・原田和幸・福田俊子翻訳(1996)『ケースワークの原則—援助関係を形成する技法』誠信書房

本多勇(2015)「利用者—援助者間のバランス—援助するひとと援助されるひとは、どこまで対等になれるか—」172-199 児島亜紀子編『社会福祉実践における主体性を尊重した対等な関わりは可能か—利用者・援助者関係を考える—』ミネルヴァ書房

堀江尚子・渥美公秀・水内俊雄(2015)「ホームレス支援の関係性の継続と崩壊—入所施設のアフターケアでのアクションリサーチおよび支援関係の理論的考究—」『実験社会心理学研究』55(1)1-17

岩永理恵・卯月由佳・木下武徳(2018)『生活保護と貧困対策—その可能性と未来を拓く(有斐閣ストゥディア)』有斐閣

北野誠一(1993)「障害者の自立生活と自立生活支援」定藤丈弘・佐藤久夫・北野誠一編『現代の障害者福祉』有斐閣 49-73

小村由香(2005)「対人サービス労働者をめぐる諸相—生活保護ケースワーカーを手がかりとして」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』51, 55-64

厚生労働省『平成28年福祉事務所人員体制調査厚生労働省』<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/125-1-01.pdf>(2021.12.17)

窪田暁子(2013)『福祉援助の臨床—共感する他者として—』誠信書房

森川美絵(2007)「第8章「義務としての自立の指導」と「権利としての自立の支援」の狭間で 生活保護におけるストリート官僚の裁量と構造的制約」三井さよ・鈴木智之編『ケアとサポートの社会学』法

政大学出版局 259-294

内閣府(2019)令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/k_tb_r1_honbun.pdf (2021. 12. 17)

長友祐三(2017)「第3章生活保護ワーカーの実践環境」岡部卓・長友祐三・池谷秀登編『生活保護ソーシャルワークはいま』ミネルヴァ書房 50-74

根本久仁子(2003)「第8章生活保護の業務における行政処分性・行政指導性に関する考察」山崎美貴子・遠藤興一・北川清一編『社会福祉援助活動のパラダイム—転換期の実践理論』161-191

岡部卓(2014)「生活保護の実施機関と関連領域との連携に関する調査」首都大学東京人文科学研究科『研究人文学報. 社会福祉学』(30)27-81

岡部卓・森川美絵・新保美香・根本久仁子(2009)『生活保護の相談援助活動自己点検ワークブック』中央法規

奥田知志(2010)「絆の制度化—「第三の困窮」に向き合うパーソナルサポーターの実現へ」『都市問題』101(7)40-50

大塚達雄・井垣章二・沢田健次郎・山辺朗子編(1998)『ソーシャル・ケースワーク論 社会福祉実践の基礎』ミネルヴァ書房

尾崎新編(2002)「第5章自己決定を尊重する現場の力」『「現場」のちから 社会福祉実践における現場とは何か』誠信書房 126-152

六波羅詩朗(2000)「福祉事務所とケースワークの課題(ソーシャルワークの実践と理論をつなぐもの)」『ソーシャルワーク研究』26(1)41-51

佐藤俊一(2004)『対人援助の臨床福祉学—「臨床への学」から「臨床からの学」へ』中央法規

清水浩一(1992)「第5章福祉事務所「改革」の方向と課題」古川孝順編『社会福祉供給システムのパラダイム転換』誠信書房 71-85

清水浩一(2003)「10章ソーシャルワークと貧困理解」岩田正美・清水浩一・岡部卓編(2003)『貧困問題とソーシャルワーク』有斐閣 205-222

清水浩一(2019)「善意と権力—生活保護とソーシャルワークの不幸な関係」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』152, 163-177

新保美香(2006)「生活保護制度と自立支援」『月刊福祉 2006年7月号』89(8), 26-29

杉村宏編(1998)『現代の貧困と公的扶助(放送大学教材)』放送大学教育振興会

高木仁根(2021)「福祉事務所ワーカーの専門性とは何か—現場から社会福祉主事のあり方を再考する」『社会福祉学』62巻2号 1-15

高城大(2020)「生活保護ソーシャルワークにおける「援助関係」の意味と今日的意義と実践的課題」『人間福祉学会誌』19巻2号 93-99

内田充範(2007)「生活保護ケースワーカーの専門性修得のプロセス—生活保護実践からの考察」『山口県立大学社会福祉学部紀要』第13号 23-36

内田充範(2013)「生活保護ケースワーカーの専門性に関する研究—ケースワーカー・スーパーバイザー・利用者評価からの考察」『日本社会福祉学会中国・四国ブロック』第230-41

吉池毅志・栄セツコ(2009)「保健医療福祉領域における「連携」の基本的概念整理 精神保健福祉実践における「連携」に着目して—」『桃山学院大学総合研究所紀要』34(3)109-122

鷲田清一(1999)『「聴く」ことの手—臨床哲学試論』阪急コミュニケーションズ